

夫婦共働きで子ども（被扶養者）がいる組合員の皆さまへ

配偶者の方との収入比較をお願いします

組合員とその配偶者が共に働いていて、子どもを扶養している場合、双方の年間収入を比較して、収入の多い者の被扶養者として認定しています。

配偶者の方と収入が逆転していないか確認してください！

扶養替えの手続きが遅れますと、遡って扶養の認定が取消しになることがありますのでご注意ください。その場合、かかった医療費を返還していただくことが必要となります。

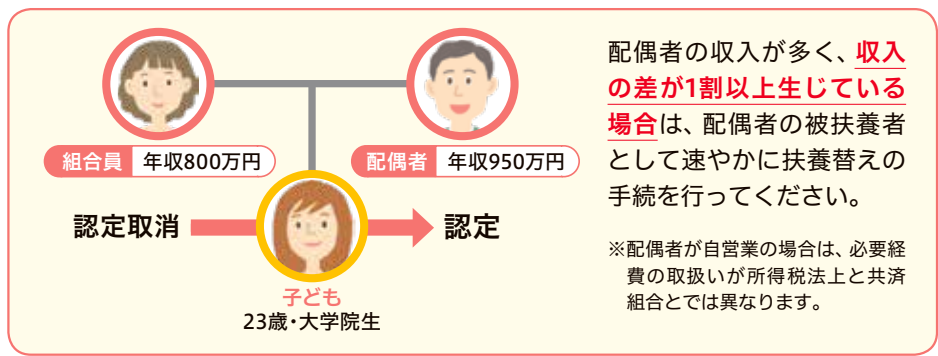
源泉徴収票が発行されたときや確定申告を行ったときは、収入比較を忘れずに行ってください。また、再任用フルタイムになるなど任用形態が変更となり収入が逆転する場合も扶養替えの手続きが必要となります。

1 扶養手当の支給が行われる場合

扶養手当の支給を受けている者の被扶養者として認定します。そのため、**扶養手当の異動があった場合は**、共済組合の扶養についても速やかに扶養替えの手続きを行ってください。

2 扶養手当の支給が行われない場合

扶養手当の支給が行われない場合は、**組合員の収入が多いか、夫婦双方の年間収入が同程度（収入の差は1割以内）であれば認定が可能**です。夫婦ともに組合員であるときは、申告書を提出した組合員を主たる生計維持者とし、その者の被扶養者として認定します。



問合せ先 | 給付貸付課資格担当 | ☎03-5320-6826